死後承継に必要な書類一覧 (元居住者等が平成8年10月1日~平成31年3月31日の間に亡くなられた場合)

- ○元居住者等の死亡事実及び承継対象者との関係が確認できる戸籍謄本等
- ○生計維持関係の確認書類(以下のいずれか)
 - ①「同居」していたことが確認できる住民票等
 - ②元居住者等を扶養していたことが確認できる健康保険証、源泉徴収票等
 - ③元居住者等への生計援助(仕送り)が確認できる預金通帳の写し等
 - ④元居住者等の子並びに孫全員が共同して作成する「共同確認書」(協会所定様式) (①~③を証明することが困難な場合又は介助等を行っていた場合)
- ○「協議指定書」(協会所定様式、生計を維持していた者が複数人いた場合のみ必要)

※元居住者等:北方地域の元居住者や旧漁業権者等の法令で定める借入資格者

※承継対象者:元居住者等の子又は孫

場合により必要となる書類が異なります。手続きを行われる際は、協会までお問い合わせください。